

会 議 録

会 議 名	令和4年度 山形市公設地方卸売市場取引委員会
開催日時	令和4年10月17日(月) 11:00～11:25
開催場所	山形市公設地方卸売市場管理棟4階大会議室
主 催	山形市公設地方卸売市場管理事務所
出席者	<p>(1) 委 員</p> <p>西岡正樹 委員長、相澤薫 委員、二ノ戸長作 委員、鈴木徹郎 委員 相澤啓一 委員、鈴木誠一 委員、有海広吉 委員、長岡孝直 委員 渡邊芳弘 委員、丸子善弘 委員、石山秀雄 委員、中野信吾 委員 鈴木雅昭 委員、栗原秀行 委員</p> <p>(2) 事務局</p> <p>伊藤所長、清野市場管理総括主幹(兼)副所長 相田副所長(業務担当)(兼)業務係長、板垣主幹</p>
審議事項	<p>(1) 令和5年における臨時休開市日の設定について</p> <p>(2) その他</p>
傍 聴 者	無し
審議経過	下記記載のとおり
提出された資料の名称	<p>次第</p> <p>令和4年度 山形市公設地方卸売市場取引委員会 委員名簿</p> <p>令和5年における臨時休開市日の設定について(案)</p> <p>東京都の令和5年における休開市日の設定について 参考資料：東京都(抜粋)</p> <p>令和5年 臨時休開市日一覧表 参考資料</p> <p>令和5年 山形市公設地方卸売市場 臨時休開市日(案)</p> <p>山形市公設地方卸売市場業務条例施行規則(抜粋) 資料</p> <p>取引委員会にかかる関係条例等 資料</p>
作成者	地方卸売市場管理事務所 主幹 板垣賢

- 1 開会
- 2 開設者あいさつ(伊藤所長)
- 3 委員長あいさつ(西岡委員長)

4 議事録署名委員の指名（2名）

委員長より 鈴木誠一 委員と有海広吉 委員を指名

5 審議事項

（1）令和5年における臨時休開市日の設定について

【内容説明】

1 開会

○事務 局：定刻になりましたので、はじめさせていただきます。本日、司会を務めます、管理事務所副所長の清野一男です。

ただ今から、令和4年度山形市公設地方卸売市場取引委員会を開会いたします。

委員の皆様方には、ご多用中のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

取引委員会の委員の任期でございますが、今年度令和4年4月から、令和6年3月までの2年間となっております。今期、はじめての委員会となりますので、委員の皆様をご紹介させていただきます。

（委員の紹介） 続きまして、事務局を紹介申し上げます。

（事務局の紹介） 以上で、紹介を終わります。よろしく願いいたします。

2 開設者あいさつ

○事務 局：それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。

次第2 開設者挨拶を、山形市農林部地方卸売市場管理事務所長の伊藤より申し上げます。

○伊藤 所長：おはようございます。市場管理事務所長の伊藤でございます。市長は、他の公務のため出席できませんので、代わって一言ご挨拶申し上げます。

本日は、ご多用のところ、山形市公設地方卸売市場取引委員会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、委員の皆様には、日頃から市場運営につきまして、適切なご助言ご指導をいただきまして厚く御礼申し上げます。

さて、卸売市場を取り巻く情勢につきましては、新型コロナウイルスの影響によりまして飲食店等の需要の低迷が続き、市場関係者の皆様の事業活動に多大な影響があり、非常に憂慮される状況でございます。また、少子高齢化や人口減少等による食料消費の量的変化、加工食品の需要拡大に伴う生産・流通構造の多様化等大きく変化しております。

本日、ご審議いただきますのは、「令和5年における臨時休開市日の設定について」でござ

います。委員の皆様には、忌憚の無いご意見を賜りますようお願い申し上げます。

3 委員長あいさつ

○事務局：続きまして、次第3 委員長挨拶を、西岡委員長よりお願いいたします。

○西岡委員長：皆様、おはようございます。委員長を務めさせていただきます西岡と申します。本日は、皆様にお集りいただきまして誠にありがとうございます。本日の議題は、「令和5年における臨時休開市日の設定について」でございます。議事運営につきましては、皆様のご協力が不可欠でございます。忌憚の無いご意見を賜りますようお願い申し上げます。

○事務局：ありがとうございました。それでは、山形市公設地方卸売市場業務条例施行規則第63条第1項の規定により、西岡委員長に議長をお願いいたします。西岡委員長よろしくお願いたします。

○西岡委員長：それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。

4 議事録署名委員の指名

○西岡委員長：次第4 議事録署名委員の指名について、2名の方を指名させていただきます。令和4年度の議事録署名委員は、鈴木誠一 委員と、有海広吉 委員をお願いいたします。

5 審議事項

○西岡委員長：続いて、次第5 審議事項に入ります。(1) 令和5年における臨時休開市日の設定について、事務局より説明をお願いします。

○事務局：お手元の資料1ページをご覧ください。「令和5年における臨時休開市日の設定について(案)」でございますが、青果部会、水産部会で検討していただいた内容を基に作成しております。

1 設定方針でございますが、東京都中央卸売市場の臨時休開市日を基本とし、原則として祝日の有る週においては日曜日及び祝日を、祝日の無い週においては日曜日及び水曜日を休市とします。

また、【青果物】と【水産物】の休開市日が、可能なところで同一日となるよう、調整を図ります。

資料2ページ 参考資料をご覧ください。東京都の令和5年における休開市日の設定についての資料になります。

【青果物】と【水産物】がございすが、

【青果物】(1)、【水産物】(1)

原則として従来どおり、祝日の有る週においては日曜日及び祝日を、祝日の無い週においては日曜日及び水曜日を、休市日とします。

【青果物】(2)、【水産物】(2)

年始は1月1日から4日まで休市で、1月5日(水)から開市です。

次に【青果物】(3)

2月8日(水)、4月26日(水)の同一週の土曜祝日が有る水曜日も休市(青果物のみ)とします。

次に【青果物】(4)

ゴールデンウィークは、5月3日(水)から5日(金)の3日間休市とします。

【水産物】(3)

ゴールデンウィークは、5月3日(水)、4日(木)は休市、5日(金)は開市(水産物のみ)とします。

次に、【青果物】(5)、【水産物】(4)

8月11日(金)、11月3日(金)の金曜祝日を開市とし、同一週の8月9日(水)、11月1日(水)を休市とします。

次に、【青果物】(6)、【水産物】(5)

お盆は、8月14日(月)、15日(火)は休市、8月16日(水)は開市とします。

次に、【青果物】(7)、【水産物】(6)

年末は、12月27日(水)は開市、12月30日(土)は【青果物】のみ休市です。

東京都では、水産物のみの開市日が4日、発生することになります。

以上が、東京都の休開市日の設定についての概要になります。

資料1ページにお戻りください。

2 臨時休市日の設定でございますが、東京都と違うところを記載しております。

【青果物】については、

同一週に祝日がある 1月11日(水)を休市とします。

6月21日(水)、6月28日(水)を休市としません。

(サクランボ出荷が多い時期です。)

12月30日(土)を休市としません。

それ以外は、東京都と同じ臨時休市日とします。

【水産物】については、

同一週に祝日が有る 1月11日(水)、2月8日(水)、4月26日(水)を休市とします。
それ以外は、東京都と同じ臨時休市日とします。

結果、山形市において、【水産物】のみの臨時休市日が、
6月21日(水)、6月28日(水)の2日となります。

次に、3 臨時開市日の設定でございますが【青果物】・【水産物】各々、東京都の祝日の開市と同じとしております。

【青果物】については、8月11日(金)、11月3日(金)を開市とし、【水産物】については、5月5日(金)及び、8月11日(金)、11月3日(金)を開市とします。

結果、山形市において、水産物のみの臨時開市日が、5月5日(金)の1日となります。

次に、4 年間の開市日数及び臨時休開市の日数でございますが、記載のとおり、

【青果物】開市日数254日 休市日数111日 臨時休市日数42日 臨時開市日数2日

【水産物】開市日数253日 休市日数112日 臨時休市日数44日 臨時開市日数3日

となります。

下段の枠の部分に、〈直近3年間の状況〉を記載しております。

令和5年の開市日数は、令和4年と比較しますと、【青果物】【水産物】ともに、各々1日少なくなります。

続きまして、

資料3ページの参考資料をご覧ください。

山形市と東京都の臨時休開市日一覧表でございます。

東京都と山形市の違うところに網掛けをしております。

1月11日(水)は、同一週に1月9日(月)祝日が有り東京都は休市にしておりませんが、山形市は【青果物】【水産物】ともに、休市としております。

2月8日(水)は、東京都の水産物は休市としておりませんが、山形市は青果物に合わせて【水産物】も休市としております。

4月26日(水)も、東京都の水産物は休市にしておりませんが、山形市は青果物に合わせて【水産物】も休市としております。

6月21日(水)、28日(水)は、東京都の青果物は休市ですが、山形市は 休市としておりません。サクランボ出荷が多い時期です。

最後に、12月30日（土）は、東京都は青果物のみ休市としておりますが、山形市は休市としておりません。

続きまして、

資料4ページをご覧ください。令和5年の山形市場の臨時休開市日について、カレンダー表記に整理したものを記載しております。

参考に、資料5ページが【青果物】のみのカレンダー表記で、資料6ページが【水産物】のみのカレンダー表記の資料になります。

資料7ページは、市場業務条例施行規則第3条（開場の期日）の規定になります。

資料8ページ、9ページは、取引委員会に係る条例及び施行規則になります。

以上で、令和5年における臨時休開市の設定についてご提案させていただきます。

○西岡委員長：事務局より「令和5年における臨時休開市の設定について」提案がありましたが、ご意見・ご質問等がございましたら、お願いいたします。

○西岡委員長：ご意見等が無いようですので、山形市公設地方卸売市場業務条例施行規則第63条第3項の規定により、採決をさせていただきたいと思えます。

それでは、審議事項（1）令和5年における臨時休開市日の設定について、事務局（案）に賛成される委員の挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって、事務局提案のとおり決定しました。

【採決】（参加委員の全員賛成により、事務局提案のとおり可決された。）

○西岡委員長：続いて、審議事項（2）その他について、事務局からお願いします。

○事務局：その他でございますが、事務局からはございません。

○西岡委員長：委員の皆様から、何かございますか。何も無いようですので、以上で審議は終了とします。審議へのご協力ありがとうございました。

6 その他

○事務局：西岡委員長、ありがとうございました。それでは、次第6 その他に移ります。

ここで、事務局から事務連絡があります。

○事務局：それでは、事務局から連絡させていただきます。皆様のお手元に「市場の概要」を配付させていただいておりますので、後程ご覧になってください。事務局からは、以上です。

○西岡委員長：他に、皆様から何かございましたらお願いします。何も無いようですので、これ

をもちまして、令和4年度山形市公設地方卸売市場取引委員会を閉会いたします。委員の皆様、本日は、誠にありがとうございました。

午前11時25分 閉会